

総務福祉常任委員会記録				
招集年月日	令和6年9月6日（金）			
招 集 場 所	日高市役所 第2委員会室			
開閉の日時	開 会 9月6日 午前10時00分			
	閉 会 9月6日 午前10時41分			
出席委員	委員長 委員 " "	山 田 一 繁 城 所 美奈子 加 藤 大 輔 森 崎 成 喜	副委員長 委 員 " 議長	加 藤 将 伍 小谷野 五 成 佐 藤 真 鈴 木 健 夫
欠席委員	な し			
説明のため	総 合 政 策 部 長	国 分 央	政 策 秘 書 課 長	樋 口 成 男
出席した者の職氏名	主 幹 （政策推進担当）	柳 戸 秀 介	主 幹 （企画調整担当）	山 下 達 也
	市 政 情 報 課 長	吉 田 聡 明	主 幹 （法規・情報公開・統計担当）	比留間 一 行
	財 政 課 長	上 田 延 洋	主 幹 （財政担当）	長谷川 和 則
	主 査	西 村 ゆ り	主 幹 （施設管理担当）	清 水 寿
	管 財 課 長	関 根 博	主 幹 （財産管理担当）	浅 野 英 幸
	総 務 部 長	相 磯 剛 啓	総 務 課 長	大河原 裕 之
	主 幹 （庶務・ふるさと納税担当）	長 岡 裕 美	主 幹 （人事厚生担当）	長 岡 篤 史
	危 機 管 理 課 長	清 野 良 仁	主 幹 （防災・消防担当）	吉 野 正 晴
	主 幹 （交通安全・防犯担当）	石 井 弘 和		
	税 務 課 長	内 藤 好 一	主 幹 （市民税担当）	岡 野 真 紀

	主 (資産税担当)幹	井上憲		
	福祉子ども部長	野澤勝行	生活福祉課長	堀口喜由
	主 (地域福祉担当)幹	栗山秀晶	主 (臨時特別給付金 担当)査	渡邊笑子
	障がい福祉課長	西長武	主 (障がい福祉担当)幹	樋口真也
	子育て応援課長	大野雅司	主 (保育担当)幹	今田麻弓
	健康推進部長	梶山吉之	長寿いきがい課長	須田修司
	主 (高齢者支援担当)幹	米澤和成	主 (介護保険担当)幹	高橋正之
	保険年金課長	小島敏彦	主 (国民健康保 担)幹	渋谷充
	主査	西澤健太	主 (国民年金・ 医療費担 当)幹	菊地誠治
書記	事務局長	林政男	次長	鈴木克明
	主幹	金子砂知子	主事	小山和也
付託事件	議案第47号 令和6年度日高市一般会計補正予算（第4号）			
	議案第48号 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）			
	議案第49号 令和6年度日高市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）			
	議案第50号 令和6年度日高市介護保険特別会計補正予算（第1号）			
	議案第51号 日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例			
	議案第52号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更について			
審査の経過				
(別紙のとおり)				

開 会 午前１０時００分

○山田委員長 ただいまの出席委員は全員であります。

これより総務福祉常任委員会を開会いたします。

本日の日程については、本定例会で付託を受けました議案第４７号、議案第４８号、議案第４９号、議案第５０号、議案第５１号及び議案第５２号の審査であります。

これらの議案については、既に本会議で提案説明を受けておりますから、本委員会での説明は省略したいと思っておりますので、御了承願います。

初めに、議案第４７号 令和６年度日高市一般会計補正予算（第４号）を議題といたします。

初めに、福祉子ども部関係について説明員の出席を求めます。

（説明員出席） （福祉子ども部長）

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前１０時０１分

再 開 午前１０時０１分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

福祉子ども部関係について質疑を願います。

（な し）

○山田委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

（説明員退席）

○山田委員長 次に、総合政策部関係について説明員の出席を求めます。

（説明員出席） （総合政策部長）

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前１０時０３分

再 開 午前１０時０５分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総合政策部関係について質疑を願います。

加藤委員。

○加藤（大）委員 それでは、財政課に質疑いたします。

予算書の８ページ、地方特例交付金について質疑いたします。地方特例交付金は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方公共団体の減収を補填するため、各地方公共団体の住宅借入金等特別税額控除見込額と定額減税額による個人住民税の減収見込額を基礎として算定するものと認識をしております。地方特例交付金３０４万円減の補正であります、

このうち住宅借入金等特別税額控除分については、住宅ローンを利用した方が見込みよりも少なかったという理解でよいのか。また、その場合は大体何件分に当たるのか。何件の見込みで何件の利用であったのかも、分かればお聞かせください。

また、定額減税分については、適用者数が見込みよりも少なかったという理解でよいのか。また、実際に幾ら減税されて、幾ら補填されたのかをお聞かせください。

○山田委員長 上田財政課長。

○上田財政課長 お答えいたします。

予算書8ページ、地方特例交付金についてでございますが、令和6年度の地方特例交付金の決定額は2億9,096万円で、内訳は住宅借入金等特別税額控除減収補填分が4,695万円、定額減税減収補填分が2億4,401万円でございます。

住宅借入金等特別税額控除の適用者数でございますが、当初予算では令和5年度交付実績を基に1,066人と見込んでおりましたが、令和6年5月末現在の適用者数は1,026人で、40人の減となったため、当初予算額に比べて160万2,000円の減額となりました。

また、定額減税の適用者数でございますが、当初予算では個人市民税の定額減税見込額を基に4万908人と見込んでおりましたが、令和6年5月末現在の適用者数は4万603人で、305人の減となったため、当初予算額に比べて143万8,000円の減額となりました。なお、8月末現在の定額減税額は約2億3,458万円で、定額減税減収補填分のほうが943万円上回って交付されております。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

加藤将伍委員。

○加藤（将）委員 管財課についてです。予算書13ページ、歳出、款2、総務費の項1、総務管理費、目5、財産管理費について、補正額の財源内訳における国県支出金の県支出金387万2,000円についてですが、これは埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進補助金で、庁舎等維持管理事業の財源として支出されたものの財源更正となっております。埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進補助金には、事業化検討補助、事業推進補助の制度があるとお聞きしていますが、具体的にどのような事業が認められて交付されたものであるのか、お伺いいたします。

○山田委員長 関根管財課長。

○関根管財課長 お答えいたします。

埼玉版スーパー・シティプロジェクト推進補助金の事業化検討補助として、庁舎屋上太陽光発電設備増設設計事業が採択されました。この事業の内容は、再生可能エネルギーの利用促進及び昼間の停電時における電源確保を目的に、平成27年既設庁舎高層棟屋上に設置いたしました太陽光発電設備の増設に向けて、現地調査、竣工図書等の資料の収集、耐荷重の確認及び工事設計

図書を作成する業務となります。この業務の委託料 774 万 4,000 円に対しまして、事業化検討補助の 2 分の 1 の額が交付金として交付されるものでございます。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 次に、総務部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(総務部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 12 分

再 開 午前 10 時 14 分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部関係について質疑を願います。

森崎委員。

○森崎委員 議案第 47 号 令和 6 年度日高市一般会計補正予算（第 4 号）、税務課、予算書 5 ページ、債務負担行為の補正について、市役所窓口業務の前期、令和 4 年から令和 6 年の額は 1 億 9,008 万円でありましたが、今回の補正額は約 6,000 万円増の 2 億 5,038 万 1,000 円となっております。これは人件費の高騰によるものか、契約する人の増加によるものか、またその両方の理由なのか、お聞かせを願いたいと思います。

○山田委員長 内藤税務課長。

○内藤税務課長 お答えいたします。

債務負担行為の限度額が前回から増額している理由についてでございますが、主に人件費の高騰によるものでございます。なお、債務負担行為額の補正については、歳出予算額ではなく、支出予定額の上限を設定するものでございます。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

城所委員。

○城所委員 危機管理課です。予算書 13 ページの地域公共交通活性化推進事業の地域公共交通計画策定等調査委託料 376 万 2,000 円について、この委託料に含まれる内容についてお尋ねします。

○山田委員長 清野危機管理課長。

○清野危機管理課長 お答えいたします。

地域公共交通活性化推進事業の地域公共交通計画策定等調査委託料の増額補正に係る委託業務の内容でございますが、これはこのたびのイーグルバス株式会社の市内運行区間廃止の決定によりまして、現在策定をしております日高市地域公共交通計画の内容に大きな影響が生じることとなったため、計画策定支援の委託料を増額するものでございます。具体的には、イーグルバス株式会社の路線バスの廃止に伴います地域公共交通の再編方針、再編案の検討、代替手段の利用者需要の推計、事業収支の試算、代替手段の運行計画の策定、さらに関係機関との調整に係る資料作成等の支援でございます。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(な し)

○山田委員長 質疑を終わります。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 次に、健康推進部関係について説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(健康推進部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時18分

再 開 午前10時20分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

健康推進部関係について質疑を願います。

(な し)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第47号に対し、反対の方願います。

(な し)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第47号 令和6年度日高市一般会計補正予算(第4号)を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議あり)

○山田委員長 御異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数) (起立6名、不起立1名)

○山田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)、議案第49号 令和6年度日高市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第51号 日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第52号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを一括議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席) (健康推進部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時22分

再 開 午前10時23分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

まず、議案第48号について質疑を願います。

小谷野委員。

○小谷野委員 予算書7ページ、1点お伺いいたします。

6月定例会の総務福祉常任委員会で健康保険証がマイナ保険証に移行するプロセスについて、この先もマイナ保険証へ移行する準備に関する大規模なシステム改修を行う必要があるという御答弁ありましたが、本補正予算にある資格確認書対応システム改修委託料1,333万2,000円がそれに当たるという理解でよろしいでしょうか。また、システム改修の内容はどのようなものになるのでしょうか。お願いします。

○山田委員長 小島保険年金課長。

○小島保険年金課長 補正予算書の7ページとなります。御質疑にお答えいたします。

御指摘のとおり、このたびのシステム改修につきましては、第3回定例会6月議会の総務福祉常任委員会において答弁いたしましたマイナ保険証への移行準備に関する大規模なシステム改修に当たります。システム改修の内容は、主に3つの機能の追加となります。1つ目は、マイナ保険証をお持ちでない方に対して、引き続き保険診療を受けることができるようにするための資格確認書を発行する機能の追加。2つ目は、マイナ保険証をお持ちの方に対して、御自身の被保険者資格を簡易に把握できるようにするための資格情報のお知らせを発行する機能の追加。3つ

目は、長期にわたる保険税滞納者に対する保険税の納付を促す取組として、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知、この作成機能の追加となります。

また、廃止する機能といたしまして、被保険者証発行の終了に伴い、保険税を滞納していた場合に発行していた短期証を発行する機能も廃止といたします。なお、これら改修に伴い、各種帳票、出力リスト等の改修も併せて行うものでございます。マイナ保険証への移行準備に関するシステム改修は、今回の改修をもって終了となります。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

佐藤委員。

○佐藤委員 同じところで質疑をさせていただきます。7ページの国民健康保険資格管理事務であります。資格確認書対応システム改修委託料として1,333万2,000円が計上されておりますが、システム改修の内容は主に資格確認書の発行に係るものと、先ほど御説明がありましたけれども、今後、システムが改修されたとして、現行の健康保険証が廃止される令和6年12月2日以降において資格確認書の発行についてはどのようなスケジュールを予定しているのか、お尋ねをいたします。

○山田委員長 小島保険年金課長。

○小島保険年金課長 同様に補正予算書の7ページになります。御質疑にお答えいたします。

本年の12月2日を迎えますと現行の被保険者証の発行ができなくなりますが、法律改正の経過措置がございます。今現在、本市の国民健康保険に加入していて、引き続きその状況が変わらない方につきましては、お手元にある被保険者証に記載された有効期限までは続けて御使用いただくことが可能となっております。よって、お手元の被保険者証の有効期限が切れる手前の時期においてマイナンバーカードをお持ちでない方、カードはお持ちになっていますが、健康保険証の利用登録がされていない方など、マイナ保険証未保有の方には資格確認書を発行し、送付する予定です。

ただし、12月2日以降において、他市町村から転入してきたり、社会保険の資格を喪失したりして、本市の国民健康保険に新たに加入する場合でマイナ保険証を未保有の方であれば、その時点で資格確認書を発行することになります。

よって、11月までには発行準備を整える必要があることから、本議会において補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○山田委員長 質疑を終わります。

次に、議案第49号について質疑を願います。

(なし)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

次に、議案第51号について質疑を願います。

加藤大輔委員。

○加藤（大）委員 議案書8ページ、日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

本条例の附則第2項については、国民健康保険法の一部改正により現行の健康保険証がマイナ保険証を基本とする仕組みに移行することに伴って設けられた経過措置に関連するものだと思いますが、この附則の内容についての詳しい説明を求めます。

○山田委員長 小島保険年金課長。

○小島保険年金課長 議案書の8ページになります。御質疑にお答えいたします。

条例第14条の罰則規定は、国民健康保険法の第127条における保険料を滞納している世帯主に被保険者証の返還を求めたけれども、これに応じない者には10万円以下の過料を科する規定を市の条例で設けることができるとの規定を受けたものになります。このたびの条例改正は、現行の被保険者証の発行が12月2日をもって廃止となるため、被保険者証自体がなくなり、罰則上の被保険者証の返還拒否の事由もなくなることから、当該第127条においてその部分が削除されたことを受け、同様の改正をするものでございます。

ただし、御質疑にもありましたとおり、被保険者証の廃止が12月2日であっても、既に被保険者証の交付を受けている場合は、法律改正の経過措置により、有効期限などの一定の期限まではその使用が認められることになっております。本附則中の政令第260号第9条の規定では、12月2日以降に保険料を納付しない場合におけるその交付済みの被保険者証の返還については、なお従前の例によることとなっていることから、本条例の罰則規定の適用についても附則で同様の経過措置を設けているものになります。

以上です。

○山田委員長 加藤大輔委員。

○加藤（大）委員 1点、再質疑をさせていただきます。

罰則規定の適用について、12月2日より前とそれ以降では、実務上の取扱いで異なることがあるのか。また、実際に返還に応じないため過料を科するようなケースがあるのか、お伺いをいたします。

○山田委員長 小島保険年金課長。

○小島保険年金課長 お答えいたします。

本市の場合、前年度の保険税に滞納がある場合、有効期限を6か月または1か月とした短期証

を交付していますが、その切替えの時期は、交付済みの被保険者証の有効期限が満了し、更新をする時期に合わせておりますので、交付済みの被保険者証の返還を求めるという実務は生じておりません。12月2日以降はこの短期証の制度も廃止になることと、被保険者証については交付済みのものの有効期限等をもって終了するという違いはありますが、被保険者証の返還を要しないという取扱いと同様となります。

なお、実際に過料を科すようなケースが想定されるものとしては、社会保険に加入するなど国民健康保険の資格が喪失しているにもかかわらず手続をせずに国民健康保険の被保険者証を使用し続けている場合、これの返還要求に応じないというような事案が考えられます。

以上です。

○山田委員長 ほかに質疑はございませんか。

(なし)

○山田委員長 質疑を終わります。

次に、議案第52号について質疑を願います。

(なし)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第48号に対し、反対の方願います。

城所委員。

○城所委員 議案第48号 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に反対の立場から討論いたします。

マイナンバーカードの健康保険証利用に伴い資格確認書発行に対応するシステム改修委託料を追加するものですが、マイナ保険証への懸念や不安が払拭されていないまま、マイナ保険証一本化に踏み切ることに懸念があること。また、本来であれば不必要な資格確認書の発行そのものを否定する意見を持ち合わせていることから、本議案に反対します。

○山田委員長 次に、賛成の方願います。

佐藤委員。

○佐藤委員 議案第48号 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に賛成の立場から討論いたします。

この補正予算案は、マイナ保険証を基本とするためのシステム改修費を追加し、その充当財源として歳入予算の繰入金を増額するものと説明がありました。その具体的内容は、先ほどの質疑

での御答弁にもありましたが、マイナンバーカードを持っていない方、マイナンバーカードに保険証の利用登録をされていない方を対象として、資格確認書を11月までに発行できるようにするものであります。

私は、令和6年12月2日にマイナ保険証を基本とする仕組みに移行する準備に関わる改修の一環のために6月議会に提出された国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に反対したとおり、基本的にはマイナ保険証へ移行には反対です。しかしながら、厚生労働省が6月21日に社会保障審議会医療保険部会に提出したマイナ保険証の利用促進等について記載されているように、埼玉県のマイナ保険証利用率は全国平均7.7%を下回る6.94%と低い状態であり、多くの方が現行の保険証を利用している状況です。この状況を踏まえると、仮にこの議案が否決されて、12月2日にマイナ保険証への移行が実施されてしまった場合、マイナ保険証を持たない方に資格確認書が届かず、無保険証状態を生み出すことにつながりかねません。市民の健康を守る責任を果たす必要があると考えることから、資格確認書を発行することが主な内容である議案第48号に賛成をするものです。

○山田委員長 次に、反対の方願います。

（なし）

○山田委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号 令和6年度日高市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数） （起立6名、不起立1名）

○山田委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第49号に対し、反対の方願います。

（なし）

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第49号 令和6年度日高市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なし）

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第51号に対し、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第51号 日高市国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより討論に入ります。

議案第52号に対し、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第52号 埼玉県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 令和6年度日高市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明員の出席を求めます。

(説明員出席)

(健康推進部長)

○山田委員長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前10時40分

○山田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

(なし)

○山田委員長 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

説明員の退席を求めます。

(説明員退席)

○山田委員長 これより討論に入ります。

議案第50号に対し、反対の方願います。

(なし)

○山田委員長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより議案第50号 令和6年度日高市介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○山田委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

以上で本日の委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前10時41分

総務福祉常任委員会

委員長 山 田 一 繁